

28 経営第 1454 号
平成 28 年 9 月 20 日

地方農政局長
内閣府沖縄総合事務局長
都道府県知事
一般社団法人全国農業会議所会長

} 殿

農林水産省経営局長

国家戦略特別区域法における法人農地取得事業の取扱いについて

第190回国会において成立した国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成28年法律第55号）が平成28年9月1日付けで施行され、また、国家戦略特別区域法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第286号）が同日付けで施行されました。また、農地法施行規則の一部を改正する省令（平成28年農林水産省令第57号）及び農林水産省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令（平成28年農林水産省令第58号）についても9月20日付けで施行されました。

これに基づき、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「法」という。）第18条第1項に規定する法人農地取得事業を実施するに当たっては、下記事項に御留意の上、適正かつ円滑な実施について特段の御配慮をお願いします。

なお、貴管下に法第18条第2項に規定する特定地方公共団体がある場合に、当該特定地方公共団体に対しては、貴職から通知いただきますようお願いいたします。また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1 法第18条第1項について

法第18条第1項に規定する法人農地取得事業の実施に当たっては、次の方法によりその適正かつ円滑な実施を確保できる。

(1) 原状回復費用及び損害賠償の取扱いについて

法人農地取得事業においては、当該事業により農地等（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地をいう。以下同じ。）の所有権を取得した法人が耕作放棄したり撤退した場合等に確実に原状回復が図られることが必要である。

このため、特定地方公共団体（法第18条第2項に規定する特定地方公共団体をいう。以下同じ。）は、法第18条第1項第1号の契約（以下単に「契約」という。）には、原状回復の義務者、原状回復の費用負担及び原状回復がなされないときの

損害賠償について明記することが適当である。

(2) 特定地方公共団体の議会の議決

ア 地方公共団体は、その規模及び金額について地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をする場合には、地方自治法第96条第1項第8号に基づき、地方公共団体の議会の議決を経なければならない。このため、特定地方公共団体は、法人農地取得事業の実施において、次に掲げる場合で、農地等が当該条例で定める規模及び価格以上のときは、特定地方公共団体の議会の議決を経る必要がある。

(ア) 特定地方公共団体が法人農地取得事業の用に供するために農地等を買入れる場合

(イ) 特定地方公共団体が当該農地等を法人に売り払う場合

(ウ) 特定地方公共団体が当該法人から当該農地等の所有権の移転を受ける場合

イ 特定地方公共団体は、(ア)の議決を得る際に、(イ)及び(ウ)に係る農地等の対価等の契約条件を定め、合わせて議決を経た場合には、当該契約条件に変更がない限り、(イ)及び(ウ)の場合に、改めて議会の議決を得る必要はないものと解されているため、特定地方公共団体は、このように当該地方公共団体の議会の議決をまとめて得ることで、法人農地取得事業の円滑な実施を確保できる。

(3) 法人農地取得事業における農地法第3条第1項の許可の申請は、別紙様式例第1号による。

2 法第18条第6項について

(1) 法第18条第6項の考え方

ア 法第18条第6項第1号に該当する場合とは、法人農地取得事業により農地等の所有権を取得した法人がその農地等を農地法第32条第1項第1号に該当するものにしていない場合や同法第4条第1項又は第5条第1項の規定に違反して当該農地等を農地等以外のものにしていない場合等をいう。

イ 法第18条第6項第2号に該当する場合とは、例えば、

(ア) 地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、この水利調整に参加しない営農が行われることにより、他の農業者の農業水利が阻害されている場合

(イ) 無農薬や減農薬での付加価値の高い作物の栽培の取組が行われている地域で、農薬使用による栽培が行われ、地域でこれまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になっている場合

(ウ) 集落が一体となって特定の品目を生産している地域において、法人農地取得事業により農地等の所有権を取得した法人の営農により、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生じている場合

(エ) 当該法人が、病害虫の温床になっている雑草の刈取りをせず、周辺の作物に著しい被害を与えている場合

等のほか、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項の規定により定められた農業振興地域整備計画、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第6条第1項の規定により定められた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想等の実現に支障を生じている場合等をいう。

ウ 法第18条第6項第3号に該当する場合とは、例えば、
(ア) 法人農地取得事業により農地等の所有権を取得した法人が、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の維持管理の活動への参加、獣害被害対策への協力等を行わない場合
(イ) 当該法人の機械や労働力の確保状況等からみて、農業経営を長期的に継続して行われると認められない場合
等をいう。

エ 法第18条第6項第4号に該当する場合とは、例えば、法人農地取得事業により農地等の所有権を取得した法人の農業部門の担当者が不在となり、地域の他の農業者との調整が行われていないために周辺の営農活動に支障が生じている場合等をいう。

(2) 法第18条第6項の事務処理

農業委員会は、法第18条第6項各号のいずれかに該当すると判断した場合には、その旨を、別紙様式第2号により速やかに特定地方公共団体に通知するとともに、法人農地取得事業により農地等の所有権を取得した法人に当該通知の写しを送付する。

3 許可後の農地等の利用状況の把握について

法人農地取得事業により農地等の所有権を取得した法人がその農地等を荒廃させた場合や耕作目的以外に使用した場合、その行為から時間が経過するほど原状回復に時間及び費用がかかる傾向があることから、特定地方公共団体及び農業委員会は、このような行為を早期に発見し、速やかに是正措置を講じることが必要である。

このため、特定地方公共団体及び農業委員会は、法第18条第5項に規定する報告に加え、次の方法により、当該法人の農地等の利用状況を把握することで、速やかに是正措置を講ずることができる。

ア 農業委員会は、農地法第30条に基づく利用状況調査の際に、法人農地取得事業により農地等の所有権を取得した法人から提出のあった法第18条第5項に規定する報告の内容が適切なものか否かを確認すること。

イ アの調査の際には、特定地方公共団体の職員も同行すること。

ウ 農業委員会は、当該法人の農地等の利用状況が法第18条第6項各号に掲げる場合に該当するおそれがあるときは、その旨を特定地方公共団体に連絡すること。